

Ⅲ 環境用語解説（50音順）

【あ行】

赤潮

プランクトンの異常繁殖により海水、湖沼、池が着色する現象。有害プランクトンや酸素消費量が増大することによる酸素欠乏のため、魚介類が死ぬことがある。

悪臭

悪臭防止法では、アンモニア、硫化水素等 22 物質を特定悪臭物質と定め、規制している。また、条例でも悪臭防止の指導を行っており、多種の臭いによる複合臭に対応するため、人の嗅覚を用いた嗅覚測定法（官能試験）による許容限度値を定め、事業者に対し、規則基準を遵守するよう依頼している。

（条例関連：第 4 章第 2 節 悪臭の防止）

石綿（アスベスト）

石綿は、分解・変質しにくいことから、環境への蓄積性が高い。また、その繊維は極めて細く、吸引して肺の奥深くまで入ると体外に排出されず、肺がんや中皮腫などの疾病を引き起こすことが懸念される。石綿の多くは建築材料に使われていたため、「大気汚染防止法」において特定建築材料に規定されており、解体等工事における飛散防止に関する取組が行われている。さらに本市では、法条例に基づく届出審査や立入検査といった飛散防止に関する取組の他、事業者向けの普及啓発や、市内大気中の石綿の濃度測定等を行っている。

（条例関連：第 6 章第 8 節 建築物等の解体等工事に係る石綿の飛散の防止）

エコ運搬制度

市内の荷主や荷受人が主体となって、製品や貨物の出荷、原材料の購入、廃棄物の運搬などの際、運送事業者や取引先事業者に対して、環境に配慮した運搬（エコ運搬）の実施を書面等で要請

する制度。

（条例関連：第 10 章第 1 節 自動車による公害の防止及び環境への負荷の低減に係る使用者等の責務）

汚濁負荷量

汚濁物質（化学的酸素要求量（COD）、窒素、磷）が水環境に排出される量のことをいい、汚濁物質の濃度とこれを含む排水量の積で表される。

（条例関連：環境負荷低減行動計画に関する指針）

温暖化物質（温室効果ガス）

大気中で赤外線を吸収する性質を有し、「温室効果」をもたらすガスをいう。地表面からの熱を一旦吸収し、日射と吸収された熱の一部が下向きに放射され、地表面はより高い温度となる。この効果を「温室効果」という。温室効果による気温上昇は、海面の上昇などを招くおそれがある。京都議定書では、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、パーフルオロカーボン（PFC）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）、六ふっ化硫黄（SF₆）の 6 物質、平成 25（2013）年からの第 2 約束期間では三ふっ化窒素（NF₃）を加えた 7 物質が温室効果ガスとして削減対象とされている。

（条例関連：第 12 章第 1 節 温暖化物質の抑制に関する指針）

【か行】

化学的酸素要求量

（COD：Chemical Oxygen Demand）

水中の有機物を酸化剤で酸化した際に消費される酸素の量。湖沼、海域の有機汚濁を測る代表的な指標で、COD の値が大きいほど水中に有機物等が多く、汚濁していることを示している。

（条例関連：条例施行規則別表第 12）